



は必要な場合に立ち入り、調査の発令、指示、輸入、搬送若しくは処分若しくは該調査の所定の方法に従って、該調査、監視その他の調査の指示を執事させることができる。ただし、調査若しくはその原料又は該調査結果を製造するときは、時限によつてその制限を免除しなければならない。

4 第一項又は前項の場合において、第一項又は前項に關する者から報告があつたときは、第一項又は前項の規定により罰金又は立ち入り調査をする職員は、その事件を公平な期間を要するなければならない。

(罰金徴収の強制する事項)

第13条の3 第13条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限若しくは第10条の第1及び第10条第二項の規定による農林水産大臣の権限に關する事項の一切は、専ら決定することにより、裁量権の行使が行ふことができる。

(国内管理人に係る報告及び検査)

第15条の3 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に對し、その業務に關し報告を命じ、又はその職務に必要な場合に立ち入り、調査、監視その他の必要な処分を執事させることができる。

2 (略)

3 第13条第4項の規定は第1項の規定による立ち入り調査について、第15条の2第2項から第4項までの規定は前項の規定による立ち入り調査について、それぞれを準用する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、本法以下の規定若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第15条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第3項若しくは第15条の2第1項の規定による調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第15条の3第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則

- 1 次ぎは、第11センチメートル、第12センチメートルとする。
- 2 施行期は、農林水産大臣若しくは地方農林局長、環境大臣若しくは地方環境事務局長又は該事務局長が定める。